

## プロパンガス・燃料タンク 事故にご注意

最近県内各地で雪によるプロパンガスの爆発事故や、燃料タンクの配管破損事故が発生しています。

特に圧雪のため、屋外に設置した燃料タンクの配管が破損したり、調整器とプロパンガスボンベの接続部分がおれたり、ホースがはずれ床下にガスが溜り、引火爆発するという事故が発生しています。幸い市内には、プロパンガスの爆発事故は1件もありませんが、今後とも各家庭におかれては、プロパンガスボンベや、燃料タンク等に直接雪の重みがかからないようにするなど、施設の管理点検に十分ご注意ください。

■ボンベの周囲は、常時除雪しておく。特に、除雪の際、容器バルブ、調整器、ホース、ガスメーター、配管等に衝撃を与えないよう注意してください。

■屋外に設置してある燃料タンクの周囲は常時除雪しておく。

■屋根の雪おろし中はもちろん、雪おろし後は、特に注意してください。また、万一、ガスもれのあったときは、火気を消しボンベのバルブを締め、販売店に連絡してください。

就寝、外出時には、コック、元栓を必ず締めること。

■調整器が凍結し、立ち消え事故が起きないために、調整器をポリエチレン袋などで覆うようにしてください。

■これから暖気になりますと、雪の重みで配管、調整器、ホース等が破損することがありますので、ご注意ください。

## 雪による被害状況

2月15日現在

### 人的被害

重傷2名 軽傷6名  
屋根雪除雪の際、屋根から転落したもの。

### 建物被害

全壊2棟、一部損壊5棟  
特に空屋等の被害が多くなっています。

### 浸水被害

床上浸水9戸、床下浸水8戸。浸水被害は、このほか相当数ある模様。

### 農用施設被害

ビニールハウス 80a 約200万円  
育苗ハウス 90㎡ 約80万円

山間集落を対象に行われた  
なだれ查察 2月16日東桂木支体内



は、迂回路を設けてください。

■危険と考えられる所は、部  
落で雪庇を排除するなど事故の  
未然防止に努めてください。

■各部落とも危険所の監視  
を強め、危険を発見した場合は、  
囑託員を通じて地域の人達に周  
知してください。

■「ナダレ注意」の標識の立  
てである所は、特に注意して通  
行してください。

要な指示、道路状況、公共施設  
の除雪状況、保護世帯等の状況、  
医療関係、生活物資の確保状況  
などが詳細に調査されました。

なだれ危険所は市内で約八十  
カ所にのぼりますが、なだれ危  
険所のある部落及び通行人は、  
つぎのことに注意し、なだれ事  
故防止につとめてください。

今冬の異常豪雪で、全層なだ  
れが発生しやすくなっています。  
市雪害対策室及び市豪雪災害  
対策本部では、市内山間集落の  
なだれ危険所や道路状況等を

は握するため、去る二月十六、  
十七日の両日、山間集落の査察  
を行いました。  
査察は、六班編成で行われ、  
特になだれ危険所のは握と必

# なだれ事故にご注意

とじて保存してください

# 本市に災害救助法が適用

今冬の十日町地方は、戦後2番目の異状豪雪といわれ、去る2月3日、本市ほか21市町村に豪雪による災害救助法(指定観測所平均積雪深が200cmを超え、累年平均最大積雪深の1.3倍に達した場合等に適用)が適用されました。

市では、昨年12月1日、市役所小会議室に雪害対策室を設置、さらに冬期間最も降雪量の多かった1月6日に豪雪災害対策本部を設置し、道路交通の確保と市民生活の安全に対処してきました。

ことしの雪は、断え間なく長い日数をかけて降り続いたため、積雪は次第に高さを増し、地域住民のくらしと生命をおびやかしているため、去る2月3日、国の災害救助法が発動されたものです。この救助法の適用(適用期間は2月2日から11日までの10日間)によって、自らの資力や労力のない生活保護世帯、母子、老人、心身障害者等の屋根の雪おろしが国、県の経費で行われ、ことになり、本市の災害救助法適用による援護世帯は192世帯にのぼりました。

# 屋根の雪おろし等で転落事故が発生しています

異常降雪のため、すでに何回か屋根の雪おろしが行われたことと思いますが、最近、屋根の雪おろしの際の転落事故が八件発生しました。

除雪作業の際は、足場等十分に注意して行ってください。また、屋根からセリ出した雪のかたまりが落ちてきて、歩行者がケガをするという事故が県内で起きています。屋根雪がセリ出して通行人に危険な状態となつてい

る力所がありましたら、危険ですから、早めに除去してください。雪おろしはお早めに

例年、屋根の雪おろしが遅れたために、建物が全半壊する等の事故が起きています。ことしの被害がでていきます。特に雪おろしは早めに行ってください。また、除雪や消雪をした道路に雪を捨てないでください。やむを得ず路上に雪をおろす場合、



## 路上駐車は絶対しないてください

町内毎に一斉におろすよう日を定めて、土木事務所、市役所雪害対策室と連絡をとって実施してください。なお、雪は路側へ積み上げ、車道部は二車線または一車線を必ず確保するようにしてください。

除雪作業に大きな障害となるものに、路上駐車があります。路上駐車禁止場所は、当該地点に道路標識で表示してあります。路上駐車は絶対しないよう、市民のみなさんにご協力をお願い

# 飲酒運転を追放しよう

- 相変らず市内で飲酒運転による交通事故が発生しています。
- 運転者はもちろんのこと家庭、職場等市民総ぐるみでつぎのことを厳守して飲酒運転を追放しよう。
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人には酒を出さない
- 運転するときは、酒をのまない

いたします。

なお、除雪作業のため、路上駐車禁止場所に駐車している車を損傷した場合は、その修理代や車を排除させるために要した費用等みなさんの負担になります。

また、市及び土木事務所、警察署では、事業所等の協力を得て、夜間パトロールを強化し、路上駐車を排除することにして

ます。

## 火の用心をお願いします

みなさんの家庭でも、家族ひとりひとりが「火」の元点検に心がけ恐ろしい火災を防ぎましょう。

## 酒酔い運転違反者名

- 冬の交通安全運動期間(十二月十一日～一月十日)中の十日町警察署発表の酒酔い運転違反者はつぎのとおりです。
- 長谷川仁(下条下組五二二)
- 吉田隆(城之古一、一〇八の二)
- 酒気帯び運転で検挙したもの二十二件。

■万一火災が発生した場合に備えて、雪おろしや道路除雪等のため、消火栓(二四九)や防火水槽(三〇八カ所)が埋まっていることのないよう除雪にご協力ください。また、路上駐車のため、消防車や救急車が通れない所が見受けられます。駐車の際は、消防活動に支障のないようお願いいたします。

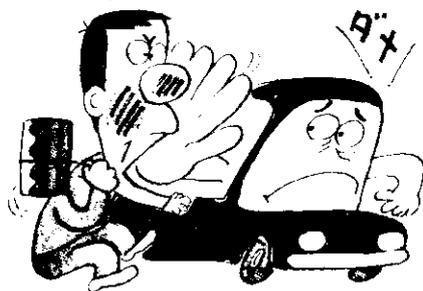
## 流雪溝はルールを守って使用してください

無秩序な流雪溝、道路側溝の流雪使用は、溢水や住宅浸水事故を引きおこします。使用の際は下流のことを考え、正しく利用してください。

## 停電のお知らせ

- ▽三月十一日(金)午前九時～午後一時まで 四日町第一の一部、四日町第二、四日町第三の一部、三月十八日(金)午前九時～正午まで 本町六の一部、本町七の一部、三月二十五日(金)午前八時半～正午まで 高田町五、丁目の一部、三月二十九日(火)午前九時～正午まで 八幡田の一部、西本町の一部、稲荷町三、丁目西の一部。

飲酒運転による交通事故は  
見舞金が支払われません



# 今年も加入しましょう!

## 新潟県交通災害共済

申し込みは3月31日までに

恐ろしい交通事故は、どんなに注意しても、いつどこかで、あなたや、ご家族の身にふりかかってくるかも知れません。万一の事故に備えて、一日一円の安い掛金で、お互いが助け合うための交通災害共済制度があります。

市では、ただいま昭和五十二年度の加入者を募集しております。

いま加入している人も共済期間が五十二年三月三十一日で終りになりますので、新年度も引続いて加入されるよう申し込んでください。

いま老人や子供の事故もふえていますので、家族全員で加入されますよう、おすすめいたします。

### 会員の資格

市内に住所のある方は、年齢に制限なく、どなたでも加入できます。

その後、市外に住所を移してもその資格は失われません。

### 会費(掛金)

一人年額三百五十円

大人も子供も同額で一人一口のみ、四月一日以後に加入する場合も同額です。

二重加入しても返金しません。

### 共済期間

毎年四月一日から翌年の三月三十一日までですが、四月一日以後に中途加入した場合は、会費納入日の翌日から翌年三月三十一日までです。

### 加入申込受付期間

昭和五十二年三月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間いつでも受け付けますが、共済期間を四月一日から有効とするために、三月中に申込み(会費納入)してください。

### 加入申込み方法は...

加入申込書に会費をそえて申し込んでください。

### (1)加入申込書の記載

新規加入の場合(昭和五十一年度)に加入していない世帯)

加入申込書(新規)に加入者名等必要事項を記載してください。同時配布の青刷チラシに記載例があります。

### 継続加入の場合(昭和五十一年度)に加入していた世帯)

加入申込書(昭和五十一年度の加入者をあらかじめ記入してあるので、継続して加入していただく)を照合し、死亡、

転出等は消除し、出生・転入、又は前年度未加入だった人等の新規加入者は、追加記入する。

氏名、続柄、生年月日等に間違いがあつたら訂正ねがいます。

### (2)加入申込(会費払込)先

〇嘱託員(隣組長等)が取りまとめる町内は嘱託員へ。  
〇取りまとめしない町内は、直接市役所(環境課交通安全係)へ。

〇市農協各支所、市内各銀行(労金を除く)でも受け付けます。

### 会費額の交付

会費領収事務手続が済みしだい会員証を作成し、各町内の嘱託員を通じて五月頃お届けします。

### 見舞金の支給対象となる交通事故

- (1)歩いていて車にはねられたり、ひかれたりした事故。
- (2)自動車、バイク、自転車、耕耘機、汽車、電車等の運行中の人身事故。(衝突、つい落、転ぶ、接触等)
- (3)いわゆる交通事故によって死亡、傷害を受けた場合で、国内における事故。
- (4)航空機や船舶の事故は、対象外となります。

### 見舞金の請求手続

書類は市役所であり、手続上の説明をいたしますので、会員証を持参のうえ、市役所交通安全係までおいでください。

### 見舞金の請求期間

事故にあつた日から一年以内です。

### 見舞金の額

昭和五十一年度より引上げられ、死亡の場合の七十万円を最高に、治療の程度により九等級の一万円まであります。

### 見舞金が支払われない場合

- (1)無免許又は飲酒(酒気おび)運転による場合の運転者及び同乗者。
- (2)加入者又は見舞金受取人になる者の故意または重大な過失による場合。
- (3)天災地変に起因する場合。
- (4)競馬、競輪の競技中及びサーキットにおいて走行中の場合。
- (5)その他
- (6)事故にあつた日から一年を経過した場合。
- (7)病院で治療した日が七日未満の場合。

# 改正された農業者年金

農業者年金の制度ができて六年、この間に全国で百一十六万人の人が加入しました。さらに昭和五十一年一月からは、いよいよ経営移讓年金の支給が始まりました。こうした中で、このほど法律改正があり、昭和五十二年一月からは大幅に制度が改善充実されました。

## 一・四八倍に引き上げられた年金額

昭和四十九年度の法律改正で二・二倍に引き上げられた経営移讓年金と農業者老齡年金の額が、今回さらに一・四八倍に引き上げられました。

### ・経営移讓年金

保険料を納めた期間等が二十年以上ある人が六十五歳になるまでの間に、自分の農業経営を後継ぎや他の農家等に譲ればそのときから(六十歳前に譲ったときは六十歳になったときから)もらえることとなる年金です。

### ・農業者老齡年金

保険料を納めた期間等が二十年以上ある人が、経営移讓するしないにかかわらず、六十五歳からもらえる年金です。なお、この二十年以上という期間については、制度が始まった当時、

六十歳になるまで二十年以上納めることのできなかつた大正五年(昭和九年生まれの人)については、生年月日に応じ五十九年に期間短縮されます。

### 新しい年金の計算式(年額)

経営移讓年金(六十〜六十四歳)

二千六百元×保険料納付済月数

なお、短期被用者年金期間のある人の場合は多少異なります。

農業者老齡年金

六百五十円×保険料納付済月数

## 保険料の改定—段階的に

年金額の引き上げに伴って、年金のもととなる保険料も引き上げが必要となります。しかし、一挙に引き上げるとは、農家にとって大幅な負担増となりますのでこれを緩和するため、昭和五十二年一月〜十二月の保険

### 改正後の年金額

年金額の代表的な例は、右のとおりです。年金額は、保険料納付済期間によって違いますので、くわしいことは市農業委員会にお問いあわせください。

例1 60歳	経営移讓年金	31,200円
	老齡年金	39,000円
経営移讓年金 312,000円		国民年金 306,000円
5年納付の例		
例2 60歳	経営移讓年金	87,360円
	老齡年金	218,400円
経営移讓年金 873,600円		国民年金 660,000円
標準的な加入期間の例 (28年間納付)		

### 改正後の保険料

現行保険料 1カ月1,650円	保 険 料 月額(単位円)		
	52年 1月~12月	53年 1月~12月	54年 1月以降
改正後	一般保険者分 2,450	2,870	3,290
	特定後継者分 1,750	2,050	2,350

### 後継者への移讓要件の改正

後継ぎに対する経営移讓の場合、自作地については、これまでは所有権を移轉(譲渡)しなければ年金はもらえませんでした。しかし、近年、一人の後継ぎに限って、全部の所有権を一挙に移すことが、実際上かなり困難なケースも生じていることから、適期に経営移讓をすすめるため、いままでの所有権移轉の方式に加え、後継者に対して使用収益権を設定(経営主が子や孫に自作地を貸すこと)をして

も、年金がもらえることになりました。

### その他の改正

#### 離農給付金の引き上げ

離農給付金の額も年金の額と同じ、一・四八倍に引き上げられ、高齡のため農業者年金に加入できなかった人については、七十七万円から百十四万円に、その他の者については三十三万円から四十九万円に、それぞれ引き上げられることになりました。

くわしいことは、市農業委員会 会番七―三二―一番へお問い合わせください。

### 農地の転用は許可を受けてから

農地を宅地や工場敷地など農地以外に転用するときは、県知事の許可を受けなければなりません。

許可を受けずに無断で転用すると農地法違反として処分を受けますので、事前に許可を受けてから着工することを厳守してください。

# ゆつくり走ろう冬の道

毎年このシーズンは、積雪、凍結による道路条件の悪化や飲酒運転の増加などから重大交通事故が多発しています。

事故の防止 □夜間の交通事故防止 □踏切事故防止 □豪雪に対する安全運転の励行。

雪道の運転には、いくつかの障害が待ち構えています。つぎのことに十分留意し、安全運転をお願いします。なお、除雪した道路は、通路が狭まくなつており、車の交差等が交通渋滞の原因のひとつになっています。

雪道を運転する車はすべり止めの着用を

マイカー等の運転は、なるべくご遠慮ください。

夜間の交通事故防止を

## 重点項目

□飲酒運転の防止 □スリップ



市長賞に輝く「羅生門」(川原町晒青会)

## 楽しかった雪まつり

第28回雪まつりは、天候に恵まれた2月12、13日の両日、盛大に行われました。今年も、最近にない豪雪という悪条件の中でしたが、昨年を上回る雪の芸術作品が製作されるなど、文字どおり市民ぐるみの雪まつりとして、2日間延べ33万の人出でにぎわいました。

のうち、六十七件が夜間に発生しています。夜間は、昼間にくらべ、車から人や障害物がよくみえないため事故が多発するものと思われれます。夜間の歩行者は、黒い服装を避け、明るい服装や反射ワッペンを身につけてください。また、運転者も歩行者も交通ルールを守り、悲惨な交通事故をなくしたいものです。市役所環境課交通安全係では、反射ワッペンを無料で配布しています。希望者は、同係(電話一三二二番)へお申し込みください。

## 国民年金の保険料が二千二百円になります

国民年金の保険料は、昭和五十二年四月から一カ月につき二千二百円に改められます。国民年金は、年々改善されており、ことに昨年十月から老齢年金を初めとして、各種年金の額が大幅に引き上げられたこととあつて、それに見合った保険料の引き上げが必要となりました。しかし、加入者の負担が急に増えることを避けるため、今後も段階的に引き上げること

していただきます。国民年金制度をよりよくするため、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

## 昭和52年度市奨学生を募集

昭和五十二年度市奨学金貸与希望者をつぎのとおり募集します。希望者は、三月十五日までに市教育委員会へ必要書類(別記)を提出してください。

応募資格：昭和五十二年度高等学校、高等専門学校、短大、大学に進学予定または在学中のもので、つぎに該当するものであること。

■本市に三年以上居住する世帯の子弟であること ■学業成績が優秀と認められるもの ■経済的な理由により学資の支弁が困難なもの ■心身共に健全な者であること。

奨学金の額(月額)：高校、高専(二千元) 短大、大学(六千元) 貸与期間：昭和五十二年四月から、その者の在学する学校の最短期間(終期まで)。採用予定者数：高校、高専は十名。短大、大学は五名。出願書類：奨学金貸与願書、

在学学校長推せん書(成績証明書添付) 戸籍謄本及び住民票謄本、医師の身体検査書、前年度所得証明書。

その他：三月下旬決定の予定なお、決定次第各人あて通知します。

貸与額については、市長の諮問に対し「昭和五十一年度以降に第一次入学した者については、高校、高専(五千元) 短大、大学(一万一千元)とすべき」との答申が出され、三月議会に条例改正案の提出が予定されています。

## 省エネルギー月間にちなみ生活パターン等の見直しを

昭和五十一年十二月六日に開催された、第六回資源とエネルギーを大切にす運動本部会合で、毎年二月を「省エネルギー推進月間」と定め、国民に産業活動や生活パターン等の見直しを広く呼びかけています。市民のみならず、省資源、省エネルギー意識の浸透と各種節約措置の一層の徹底をお願いいたします。

# 大腿四頭筋等拘縮症検診を実施します

新潟県衛生部では、大腿四頭筋等拘縮症の検診を実施します

ので、まだ検診を受けたことがない者で、受診を希望する方は、三月十日までに市役所保健課窓口へお申し込みください。

なお、十八歳以上の方及び交通事故による骨折、骨随炎、脳性麻痺、先天性股関節脱臼などは対象となりませんのでご注意ください。

受診希望者は母子健康手帳を当日ご持参ください。  
とき 三月二十六日(土) 正午から午後三時半まで。  
ところ 新潟市西保健所

検診医師

田島教授ほか(新大医学部整

形外科教室)

東京消防庁吏員採用試験を実施

東京消防庁では消防吏員の臨時採用試験を実施します。

試験日 第一次試験は三月十二日(土)

くわしいことは東京消防庁人事課(東京都千代田区大手町二丁目三番五号☎03(212)2111番)へお問い合わせください。

## 集団かぜにご注意

かぜは万病のもとといわれていますが、県内では、インフルエンザB型の集団かぜがあらにちで発生し、学級閉鎖する学校もでています。十日町市内でも発生しています。この冬期間は油断できません。つぎのことに十分ご注意ください。

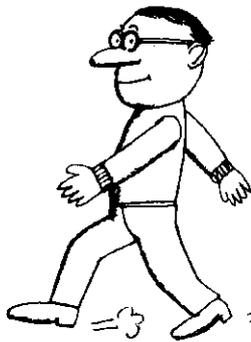
- 過労、睡眠不足をさける。
- 食事はバランスのとれた体のあたたまるものをとるようにする。
- 帰宅後は手洗いをしたり、うすい食塩水でうがいをしてください。
- 肌着をこまめにとりかえる。
- 生活のリズムをくずさないようにする。

特に、健康は他人から与えられるものではなくて、自分からつくりだすものです。日常生活のなかに体力づくりを取り入れて、かぜの予防につとめましょう。

### インフルエンザB型の症状は…

せき、頭痛、腹痛、はきけ、下痢、発熱があり、熱は38度～40度位になり、関節の痛みなどもあります。

冬は鼻、のど、気管の粘膜が冷たい乾燥した空気に刺激されて炎症をおこし、細菌やウイルスにおかされやすくなります。



歩け歩け

歩くことは、だれでも手軽にできる運動のひとつです。

みんなでからだをきたえよう!

### 3月分 休日救急医

- 6日(日) 山口医院(袋町中) ☎2-2174番
- 13日(日) 池田医院(本町西1) ☎2-2581番
- 20日(日) 富田医院(神明町) ☎2-3269番
- 21日(月) 庭野医院(神明町) ☎2-2711番
- 27日(日) 中条病院(北原) ☎7-3018番

事業名	期日	受付時間	会場	対象者	参集区域	備考
離乳食 実習並びに 育児相談	3月8日(火)	午後1時～2時	下条出張所	生後12カ月までのもの	下条地区	身体測定後 離乳食の実習をします
	3月9日(水)	午前9時～10時	水沢出張所	生後12カ月までのもの	水沢地区	
	3月9日(水)	午後1時～2時	中条公民館	生後12カ月までのもの	中条地区	
	3月15日(火)	午後1時半～2時半	十日町公民館	51年7月1日～51年9月30日までに生まれたもの	十日町、川治、六箇、大井田、新座地区	
	3月16日(水)	午前9時～9時半	吉田出張所	生後12カ月までのもの	吉田地区	
3歳児 検診	3月11日(金)	午後1時～2時半	十日町公民館	48年9月生まれのもの	全地区	3歳6カ月児を対象 個人通知がなくとも該 当月の方はおいでくだ さい
4カ月児 検診	3月25日(金)	午後1時～1時半	十日町公民館	51年11月生まれのもの	全地区	育児学級 内科検診 身体測定

## 3月分保健事業のお知らせ